

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

- I いじめ問題に対する学校の基本理念
 - 1 基本的な考え
 - 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）
 - 3 いじめの態様や具体的な内容
 - 4 いじめの認知に関する考え方
- II いじめ防止対策委員会について
 - 1 組織構成
 - 2 組織の役割
 - 3 組織の具体的な動き
- III 年間計画について
 - 1 委員会年間計画
 - 2 校内研修年間計画
- IV いじめの未然防止について
 - 1 学校としての取組
 - 2 職務別の取組
- V いじめの早期発見について
 - 1 学校としての取組
 - 2 職務別の取組
- VI いじめの相談・通報について
- VII いじめ認知後の対応について
 - 1 組織、構成、報告・連絡体制
 - 2 いじめ被害者への対応（職務別対応含む）
 - 3 いじめ加害者への対応（職務別対応含む）
 - 4 関係機関との連携及び警察への通報
- VIII 児童・生徒の事後対応（ケア・指導）について
 - 1 いじめ被害者への事後対応（心と身体のケア）
 - 2 いじめ加害者、第三者への事後対応（指導）
- IX 重大事態への対処について
 - 1 重大事態とは何か
 - 2 実際の対処方法
- X いじめ問題の公表・点検・評価について
- XI いじめ解消の定義について

はじめに

「いじめ根絶」は、生徒指導上の喫緊の課題である。中でも、近年の急速な情報技術の発達により、インターネットを介した動画投稿やスマートフォンの無料通話アプリ、対戦型ゲームなどによる新たないじめが生じ、「いじめ問題」が複雑化、潜在化する様子を見せていることに十分留意したい。

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「国のいじめ防止基本方針の要点」、「千葉県いじめ防止対策推進条例」を受けて、銚子市教育委員会作成の「いじめ防止基本方針作成の手引き」を基に、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、指導にあたっている。

I いじめ問題に対する学校の基本理念

1 基本的な考え

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学級、学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。とりわけ、「いじめを生まない環境づくり」を学校全体で組織的に推進していく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法 第一章 第二条＞

3 いじめの態様や具体的な内容

- ①いじめは、どの児童にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として断じて許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④被害者側にも問題があるという考えは、間違いである。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめには、言葉によるもの（陰口）、仲間はずれ、無視等の態様がある。
- ⑦インターネットを介しての誹謗・中傷のトラブルもいじめとして考える。

4 いじめの認知に関する考え方

- ①いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、一定のいじめが認知されるのが自然である。
- ②初期段階のいじめは、大人が適切に関わることで、自分たちで解決に至ることも多々ある。しかし、予期せぬ方向に推移し、重大な事態（自殺等）に至ることもあるので、学校が初期段階からいじめを認知し、組織として解決に向けて取り組むことが重要である。
- ③いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。（深刻な事案も徐々に風化すると考えるべき）
- ④文科省では認知件数が多いことを「いじめ解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に捉えている。

Ⅱ いじめ防止対策委員会について

1 組織構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、低学年部（１～３年）代表、高学年部（４～６年）代表、長欠担当、特別支援部代表、スクールカウンセラー（※ＰＴＡ役員 学校運営協議会委員）

- ①メンバー構成は、いじめの態様により柔軟に対応するものとする。
- ②※のＰＴＡ役員及び学校運営協議会委員は、いじめが地域の問題に拡大する恐れがでたとき協力を要請する。

2 組織の役割

- ①いじめの事実が通報されたときや、児童等がいじめを受けていると思われるとき
→速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。
- ②いじめがあったことが確認された場合
→直ちにいじめを止めさせ、及びその再発を防止するため、組織を活用し、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、及び、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

3 組織の具体的な動き

- ①いじめアンケート（心のアンケート）調査を毎月実施し、生徒指導主任を中心に組織としていじめの有無を確認する。
- ②アンケートや日常観察などから、いじめ事案が予想されたり確認されたりした場合、速やかに緊急委員会を開き、対応する。
- ③いじめ防止対策委員会での内容やいじめ事案への対応策については、臨時の職員会議等を開催して職員に周知徹底し、共通理解を図る。

Ⅲ 年間計画について

1 委員会年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	【いじめ事案に応じた緊急対応会議】					
	対策会議① ・基本方針 ・指導計画	保護者啓発			校内人権 研修	対策会議② ・計画確認
未然防止	学級、学年づくり 信頼関係づくり （授業・行事・集会） （道徳教育・部活動など） 情報モラル教室					
早期発見	心のアンケート	心のアンケート	心のアンケート	心のアンケート		心のアンケート
			命を大切にするキャンペーン	教育相談週間①	個人面談	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議	_____ 【いじめ事案に応じた緊急対応会議】 _____ _____ 【PDCAサイクル期間】 _____					対策会議③ ・まとめ等
未然防止	_____→ いじめ撲滅キャンペーン インターネット・スマートフォン等 使用に係るアンケート					
早期発見	心のアンケート	心のアンケート	心のアンケート	心のアンケート	心のアンケート	心のアンケート
		教育相談週間②	保護者会			保護者会

- (1) 月例の心のアンケートの内容は、学校生活に関するアンケートを全校で実施し、いじめ等の兆候が見られた場合、いじめ関連項目中心の「アンケートⅡ」を実施する。
- (2) 年2回の教育相談週間は、アンケート等で問題が表出しないケースを想定し、児童一人一人と教師が語り合うことで、その内面と向き合うことをねらいとする。

2 校内研修年間計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修内容	いじめ防止基本方針等研修				校内人権研修	いじめ問題法規等研修			いじめ事例研修	道徳授業研修	心のアンケート・いじめ防止基本方針見直し	
	児童理解研修（毎月1回実施）→											

※毎月の児童理解研修は、いじめの問題に限らず、児童一人一人の抱える課題について、全職員での共通理解を図る場とする。

※年に1回、授業参観で道徳の授業を展開し、保護者への啓発を図る。

Ⅳ いじめの未然防止について

1 学校としての取組

- (1) アンケート調査の実施
 - ・児童間の人間関係やいじめに対しての意識を把握するため、学年始めに実施する。(心のアンケートを活用)
- (2) 教職員の対応
 - ・児童に対して愛情をもち、児童を中心に捉えた温かい学級経営や教育活動を展開することで、児童に自己存在感や有用感を与える。
 - ・教職員と児童の心の距離を近づけ、児童の些細な変化を見逃さない。
- (3) 教科の指導と生徒指導の一体化
 - ・自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成を意識し、発達支持的生徒指導の場となる授業づくりを行う。
- (4) 望ましい人間関係づくり
 - ・他者と関わる機会を積極的に設け、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを促す。(学習面、生活面、特別活動でのグループ活動、学校行事)
- (5) 人権教育の充実
 - ・いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないことを児童に理解させ、人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育む指導を実践する。
- (6) キャンペーン活動を活用した啓発
 - ・学校、保護者、地域が一体となって好ましい人間関係や豊かな心を育む。
(いじめ防止強化月間・いのちを大切に作るキャンペーン・いじめ撲滅キャンペーンを活用)
- (7) 道德教育の充実(道德公開授業実施)
 - ・教材や資料を工夫することで、他人を思いやる心や弱い自分を変えていこうとする意欲を育てる。
 - ・いじめを題材にした道德教育の映像教材を活用し、児童がいじめ問題を主体的に考えることができるような取組を推進する。
 - ・児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、それについて考え、議論できるような実践的な取組を発達段階に応じて行う。
- (8) 配慮が必要な児童への対応
 - ・発達障害を含む、障害のある児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ・海外から帰国した児童や外国籍の児童、外国籍の保護者を持つ児童などは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童については、学校として必要な対応や教職員への正しい理解の促進を図る。
- (9) 心の通い合う教職員の協力・協働体制づくり
 - ・校内組織を有効に機能させ、様々な問題へ対応するとともに、飯沼小Action 5に従い、協働体制を推進する。
- (10) 保護者や地域の方への働きかけ
 - ・PTAの会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などを知らせ、意見交換をする場を設ける。
 - ・保護者向けの研修会や啓発活動(学校ホームページ、学校・学年だより等)を積極的に行う。

2 職務別の取組

(1) 学級担任の取組

- ・日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない行為」であることを学級全体に浸透させる。
- ・はやし立てたり、いじめを見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定しているということを理解させ、いじめの傍観者にならずいじめを止める仲裁者への転換を促す。
- ・児童一人一人に寄り添い、大切にするとともに分かりやすい授業を実践する。

(2) 養護教諭の取組

- ・「心の相談ポスト」を毎日確認し、積極的な教育相談を推進する。
- ・教育活動の様々な場面で、いのちの大切さを取り上げる。

(3) 生徒指導担当教員・情報教育担当教員の取組

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議の中で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解が図られるようコーディネートする。
- ・日頃から市教委等、関係機関と定期的に連絡を取り、情報共有に取り組む。
- ・児童へのインターネット、スマートフォン等のアンケートを実施し、児童を取り巻く情報化について現状を把握する。(情報教育担当教員)

(4) 管理職の取組

- ・全校集会等で校長（教頭）がいじめ問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない行為」であることを学校全体に醸成させる。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動等の推進に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感や自己存在感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

V いじめの早期発見について

1 学校としての取組

(1) 教員の日常観察を通しての発見

- ・休み時間や給食の時間、放課後の語らいの中で、常に児童の様子に目を配り、共に過ごす機会を積極的に設け、いじめ発見のきっかけとする。
- ・担任だけでなく副担任や専科など、複数の教員で児童に寄り添い、多くの目で見守る。

(2) 心のアンケート（いじめアンケート）調査

- ・実施方法については、記名・無記名・持ち帰り等、状況に応じて配慮する。
- ・アンケート結果を、職員会議や「児童理解研修」で共有し、職員全体で共通理解を図る。

(3) 教育相談（学校カウンセリング）を通じた把握

- ・定期的な教育相談期間（6月・11月）を設け、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや教育委員会等、関係機関の協力を得る。
- ・保護者に対して、4月当初に学校における教育相談等の窓口を周知し、いじめ等の問題に対しての受入体制を整備する。

2 職務別の取組

(1) 学級担任の取組

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くする。
- ・児童との語らいの時間を確保したり、日記等を活用したりして、児童の内面や友人関係の把握に努める。
- ・家庭訪問や保護者との個人面談、電話や連絡帳の活用などにより、保護者との連携を深める。

(2) 養護教諭の取組

- ・保健室へ来室する児童の心に寄り添い、小さな変化に気付くようにする。
- ・児童との会話や衣服等に、いじめのサインがないか常に気を配る。

(3) 生徒指導担当教員・情報教育担当教員の取組

- ・毎月のアンケート調査や教育相談の実施等を計画的に推進する。
- ・養護教諭と連携を図り、保健室登校や相談箱の状況を把握する。
- ・授業や休み時間等の児童の様子に目を配り、気になることがあったときは、担任に伝える。
- ・インターネット、スマートフォン等の児童へのアンケートを分析し、課題の把握に努め、情報モラル教育を推進する。(情報教育担当教員の取組)

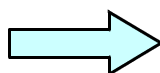
(4) 管理職の取組

- ・児童及び保護者、教員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・担任等が行う教育相談（学校カウンセリング）が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制になっているか、適切に機能できているか聞き取りをし、定期的に点検する。

VI いじめの相談・通報について

①児童本人からの訴え・相談

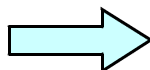
・保健室や教育相談室で担任等が迅速に対処する。複数の教員で具体的な事実関係を聞き取り、児童本人の気持ちに寄り添う。



- ・担任への相談（日記等を含む）
- ・心のアンケート（月例）
- ・教育相談箱の活用
- ・保健室への相談（教育相談窓口）

②周囲の友達からの訴え・相談

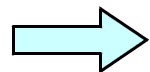
・保健室や教育相談室で担任等が迅速に対処する。新たないじめを防ぐため、複数の教員で慎重に事実関係を聞き取り対処する。



- ・担任への相談（日記等を含む）
- ・心のアンケート（月例）
- ・教育相談箱の活用
- ・保健室への相談（教育相談窓口）

③保護者からの訴え・相談

・保健室や教育相談室で担任等が迅速に対処する。新たないじめを防ぐため、複数の教員で慎重に事実関係を聞き取り対処する。



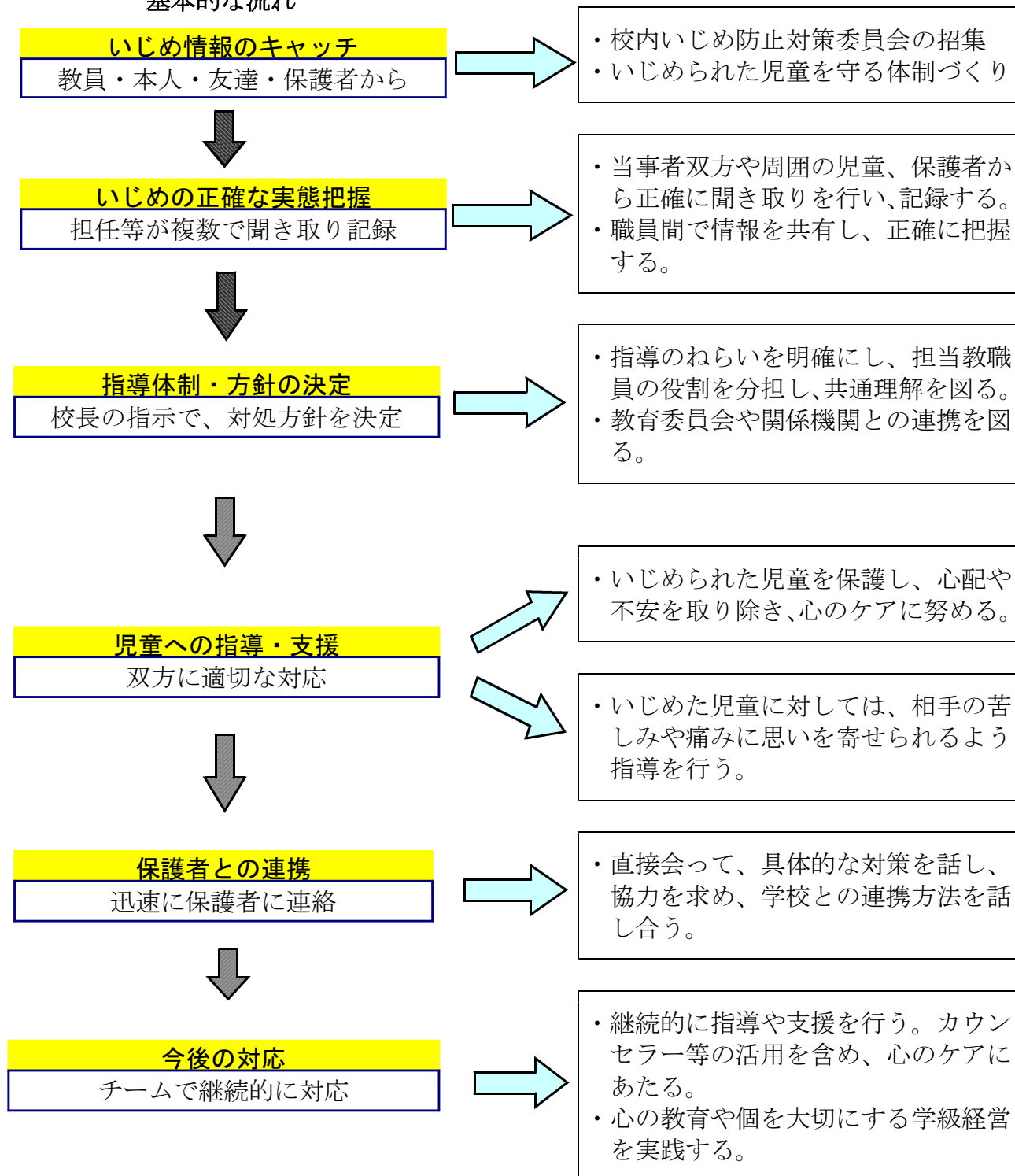
- ・連絡帳や電話相談（教育相談窓口）
- ・家庭訪問、個人面談、保護者会等

※ 銚子市青少年指導センター、北総教育事務所海匝分室東総教育センター、銚子児童相談所、千葉県子どもと親のサポートセンター等の相談窓口を保護者に周知する。

VII いじめ認知後の対応について

1 組織、構成、報告・連絡体制

基本的な流れ



2 いじめ被害者への対応（職務別対応含む）

（1）いじめられた児童に対応する教員

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。その後、被害者への聞き取りを行う。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。（主に学級担任）
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、自尊心が低下しないようにする。（主に学級担任）
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（担任を含めた教員、友達、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。（主に生徒指導担当教員）
- ・養護教諭は、いじめられた児童が体に傷を負った場合は、迅速に適切な処理や対応を行う。また、心が傷つき不安定な精神状態の場合は、保健室等で心のケアをする。

（2）いじめられた児童の保護者に対応する教員

- ・いじめを発見した場合、迅速に校長の指示を仰ぎ、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組む。（主に学級担任）
- ・学校の指導方針を伝え、子どもを第一に考えた今後の対応について協議する。
- ・保護者には、児童の言動等の変化に注意し、些細なことでも学校に伝えるよう依頼する。（主に生徒指導担当教員）

3 いじめ加害者への対応（職務別対応含む）

（1）いじめた児童に対応する教員

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。その後、加害者への聞き取りを行う。
- ・いじめは、他人の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。（主に学級担任）
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導する。（主に生徒指導担当教員）
- ・必要に応じて出席停止制度を運用し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境等の確保を図る。（管理職）

（2）いじめた児童の保護者に対応する教員

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。（主に学級担任）
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方など、いじめ防止対策委員会で話し合った内容を具体的に助言する。（主に生徒指導担当教員）
- ・「いじめは、人として決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。（管理職）

4 関係機関との連携及び警察への通報

（1）関係機関との連携

- ・重篤ないじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける。
- ・児童の些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、スクールカウンセラー、地域の民生委員、主任児童委員、公的教育相談窓口、銚子児童相談所、

スクールロイヤー等と早い段階からの確に関わりをもつ。

(2) 所轄警察署への通報

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署へ通報し、適切に援助を求める。

Ⅷ 児童・生徒の事後対応（ケア・指導）について

1 いじめ被害者への事後対応（心と身体のケア）

(1) いじめ被害者への事後対応（心のケア）

- ・心が傷ついた児童に対して、適切なカウンセリングを施し、心の回復を図る。
- ・本人の不安要素や恐れを無くしていけるような見守り体制を、学校・家庭・関係機関等の連携で構築していく。
- ・多くの人が味方であり、守られていることを伝えることで心の安定を図り、学校生活への意欲に繋げていく。

(2) いじめ被害者への事後対応（身体のケア）

- ・いじめというつらい経験からくる体調不良などが起こった場合は、迅速に養護教諭が体調を確認し、必要な場合は医師の診断を仰ぐ。

2 いじめ加害者、第三者への事後対応（指導）

(1) いじめ加害者への事後対応（指導）

- ・いじめは、人として決して許されない行為であることをいじめ加害者の児童に自覚させ、学校として確固たる姿勢で指導にあたる。
- ・いじめた児童の心の内面に迫り、いじめが発生した背景に目を向け、継続的に指導を重ねていく。（スクールカウンセラーの活用等）

(2) 第三者への事後対応（指導）

- ・いじめを見ていた児童に対しては、いじめを自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやし立てるなどいじめに同調していた児童に対して、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

Ⅸ 重大事態への対処について

1 重大事態とは何か

(1) いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

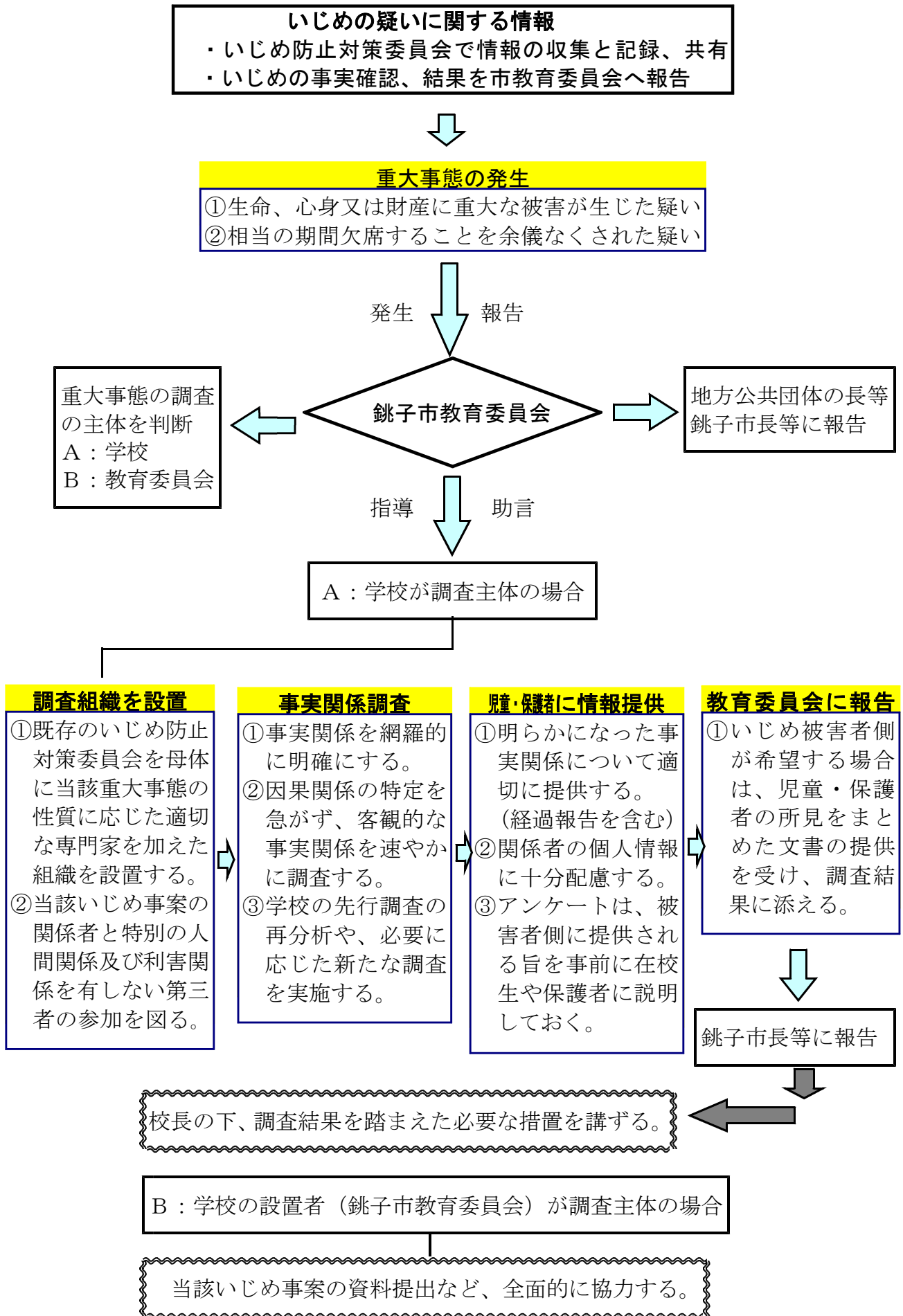
- | | |
|------------------|-----------------|
| ①児童が自殺を企図した場合 | ②身体に重大な傷害を負った場合 |
| ③金品等に重大な被害を被った場合 | ④精神性の疾患を発症した場合 |

(2) いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ①年間30日欠席を目安とする。
- ②一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、必ず対応する（調査・報告）。

2 実際の対処方法



X いじめ問題の公表・点検・評価について

(1) 公表について

- ・本基本方針は、学校のホームページで公表する。
- ・PTA総会、PTA各種役員会、保護者会、学校だより等を通じて、保護者に周知する。
- ・学校運営協議会等で、基本方針の概略を説明する。

(2) 点検について

- ・本基本方針は、年度ごとに点検を行い、必要に応じて改訂する。
- ・年度初めに方針の確認を行い、研修や職員会議の機会を通して全職員に周知徹底する。
- ・心のアンケート（いじめアンケート）についても適宜修正を加え、よりいじめの発見が容易になるよう努めていく。

(3) 評価について

- ・本基本方針によって進められた取組については、年度ごとに評価を実施する。
- ・学校教育活動保護者アンケートや学校関係者評価、児童生活アンケート、教職員自己評価によって、いじめ問題を広く評価する。

P・D・C・Aサイクルを有効に活用し、学校が一丸となって、計画的・組織的にいじめ問題に対処していく。

XI いじめ解消の定義について

いじめは、「謝罪」をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、以下のとおり国の基本方針に定められているが、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意が必要である。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察していく。